

宿泊又は日中における一時的な受入が出来るサービス等について

皆様にご利用いただける緊急時の一時保護や保護者の休息等にご利用いただける障害福祉サービス等について以下のとおりご案内いたします。

1 障害者総合支援法に規定するサービス

(1) 短期入所（ショートステイ）

- ・短期入所を行う事業所で介護者に代わり夜間を含めて入浴、排せつ、食事の介護を行います。（日帰りの利用はできません）
- ・サービスを利用するには、障害支援区分の認定、短期入所サービスの支給決定が必要です。
- ・また、各回の利用においては、各短期入所事業所との契約が必要です。各事業所へ直接お申し込みください。
- ・原則支給量は5日／月になります。
- ・利用者負担金、食費等は実費負担となります。

(2) 日中一時支援事業（地域生活支援事業）

- ・短期入所事業所において、日中における宿泊を伴わない一時的な受け入れを行い、見守り等の支援を行います。
- ・サービスの利用に際しては、地域生活支援事業における日中一時支援事業の支給決定が必要です。支給決定が必要な方はすこやか障害者相談支援事業所へご相談ください。
- ・また、各回の利用においては、日中一時支援事業を実施する事業所との契約が必要になります。サービスの利用においては各事業所へ直接申し込みください。
- ・5日／月、1回10時間の利用を限度とします。
- ・3回までの利用は無料です。

【事業内容に関する問合せ先】障害福祉課 障害者施設係

電話 03-3228-8066 ファクス 03-3228-5660

※ 区内短期入所事業所一覧（日中一時支援事業実施事業所は○を表記）

事業所名	定員	所在地	電話番号	主たる対象	日中一時
しらさぎホーム	2人	白鷺 2-51-5	03-3336-6511	知・身・児	○
メイプルガーデン	3人	中野 5-26-18	03-3387-0082	知	
障害者支援施設 江古田の森	4人	江古田 3-14-19	03-5318-3711	知・身	○
中野江原短期入所	2人	江原町 3-23-2	03-5988-7619	知	○
ショートステイ やまゆり	1人	江原町 2-8-2	03-5906-5321	知	○
ショートステイ翔和	2人	江原町 2-26-13	03-5906-5432	知・精	
もみじやま短期入所	4人	中野 5-3-32	03-5318-9957	知・身	○

※ サービスの利用については、お住まいの地域のすこやか障害者相談支援事業所にご相談ください。

事業所名	所在地	連絡先
中部すこやか障害者相談支援事業所	中野区中央 3-19-1	電話 03-3367-7810 ファクス 03-3367-7811
北部すこやか障害者相談支援事業所	中野区江古田 4-31-10	電話 03-5942-5800 ファクス 03-5942-5802
南部すこやか障害者相談支援事業所	中野区弥生町 5-11-26	電話 03-5340-7888 ファクス 03-5340-7880
鷺宮すこやか障害者相談支援事業所	中野区若宮 3-58-10	電話 03-6265-5770 ファクス 03-6265-5772

2 中野区在宅障害者等介護人派遣緊急一時保護事業

- ・介護者が在宅の障害のある方の介護が困難になったとき、ご自宅または介護人の家庭において一時保護する事業です。利用される方及び介護人の登録が必要です。
- ・介護人は、有資格者または障害者等の福祉に理解と熱意のある方で、障害者等又はその介護者の推薦を受けた方が登録できます。
- ・利用日数は5日／月、ただし介護者の休養の場合は2日／月まで利用できます。
- ・利用料は無料です。

【事業内容及び利用登録に関する問合せ先】 障害福祉課 在宅福祉係

電話 03-3228-8953 ファクス 03-3228-5665

3 急迫時の保護

介護者の疾病、事故等で介護者が不在となるなど緊急に介護や支援が必要となったときのために、区が「短期緊急支援事業」として1床確保しています。障害者支援係が短期入所等の利用と合わせ、調整を行っております。

【保護が必要になったときの相談先】 障害福祉課 障害者支援係

電話 03-3228-8706 ファクス 03-3228-5665